

2. 豚及びいのしし並びにその製品（対象疾病：牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ）

平成29年2月28日更新

地域	動物	受精卵・ 精液	ソーセージ・ ハム・ベーコン	肉・臓器
<p>① 対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが極めて低いと考えられる地域</p> <p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス（バラン県、ムールト・エ・モゼール県、モゼール県を除く）、ベルギー、ポーランド、ポルトガル</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、コスタリカ、チリ、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ</p> <p style="text-align: right;">（33地域）</p>	<p>輸入可能 （輸出国政府機関発行の検査証明書が必要）</p> <p>ご注意！ これらの地域で豚コレラ等が発生した場合は、 日本への輸入ができません。</p>			
<p>輸入禁止地域</p>	<p>② 動畜産物等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれが否定できないと考えられる地域</p> <p>〔 ①以外の地域 〕</p>		<p>輸入禁止</p>	<p>輸入禁止 ※</p>

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあ
るもの限り、輸入できます。